

# 農業委員会報 49号

編集と発行 令和6年3月 茨城町農業委員会/東茨城郡茨城町小堤1080 (茨城町役場内)  
電話 (029) 240-7117 (直通)



荒井裕一郎さん（右から3人目）と『あらい牧場』のみなさん（若宮）

## 地域の担い手紹介

若宮地区の荒井裕一郎さんは、酪農農家で乳牛を270頭ほど飼育しています。昨年には『合同会社あらい牧場』を立ち上げ、両親、子、外国人実習生3名、アルバイト1名で日々営農しております。

荒井さんは、品質の良い牛乳のために良い乳牛を育てることに力を入れており、生まれてきた全ての牛に遺伝子検査を行ったり、エサをできるだけ自分で賄えるようにと、飼料用トウモロコシの作付面積を増やすなど、「長命連産」できる乳牛を目指し努力しています。

今後の目標について、「品質の良い牛乳を作り続けていきたい。牛乳としての出荷だけでなく6次産業化も考えていきたい。」と話してくれました。

荒井さんの今後の一層の活躍を期待しています。

## 主な内容

○地域の担い手紹介	表紙
○会長あいさつ	2頁
○利用状況調査・利用意向調査	3頁
トトラクター等を使用する皆様へ	3頁
○下限面積要件の廃止・相続登記の義務化・農用地利用集積計画・新任委員紹介	4頁
○農地の権利移動・賃借料情報	5頁
標準農作業料金	5頁
○活動報告	6頁

会長あいさつ



茨城町農業委員会  
会長 箭原 和敏

農家の皆様には、日頃より当委員会の活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。一昨年4月の改選を経て、今年4月の任期が最終となる3年目を迎えます。さて、これまでの農業情勢を振り返ってみますと、世界的には、戦争等により、燃料、肥料、飼料等の価格が高騰しており、我々の農業経営にまで悪影響を及ぼしました。国内においては、令和2年1月頃から始まった新型コロナウイルス感染症により長く活動が制限されました。これらの影響により、高齢者の離農のほか、農業後継者や新規就農者が不足しており、町内の農業従事者の減少が続いております。このように、農業をとりまく状況は大変厳しいものがありますが、担い手

への農地集積・集約化に向けた農地に関する相談や、遊休農地の発生防止・解消のための農地パトロール等利用状況調査の実施、新規就農者の促進のほか、農地法等に基づく業務や、国県町に対する意見の提出など、農地利用の最適化を推進してまいりました。

また、現在町では、農業経営基盤強化促進法に基づき「地域計画」の策定を進めております。農業委員会では、10年後を目指す地域の農地利用を示した「目標地図」作成のため、皆様に今後の意向などをお聞きするほか、地域によっては、地図の素案を確認していただくことになっておりますので、ご協力をお願いいたします。

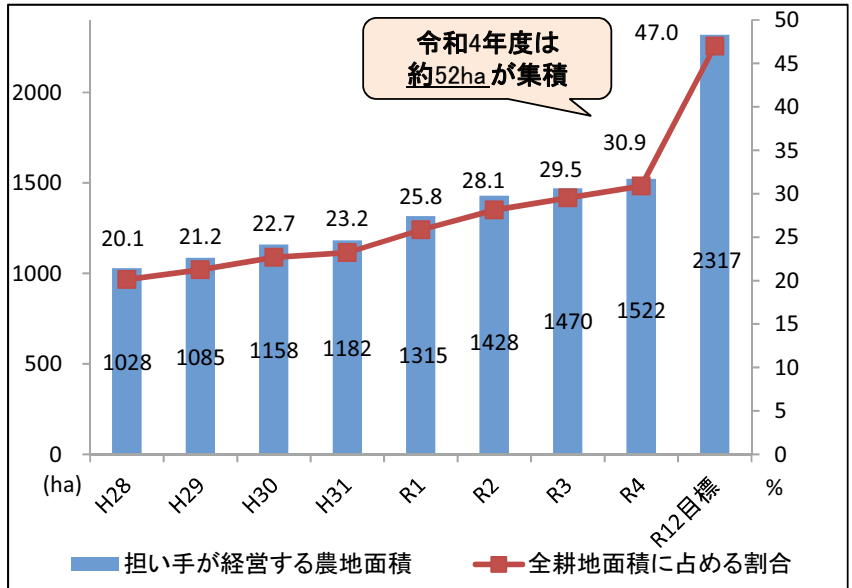
最後に申し上げますが、農業委員会の活動が、農業の維持・発展に直結するという意識を持ちながら、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し一丸となつて、諸課題に取り組んでまいりたいと考えております。農業者の皆様をはじめ、農業団体、関係機関等と、茨城町の農業の発展のために尽力してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

担い手への農地集積・集約化の推進

担い手への農地集積・集約化の現状

農業委員会では、効率的かつ安定的な農業経営のために農地利用の最適化の推進の1つとして、担い手への農地集積・集約化を進めております。担い手への農地集積・集約化とは、農地を相続した会社員の方や農業経営をリタイアする方などの出し手農家の貸付希望農地を、経営規模拡大意向のある担い手に集めることです。

茨城町の担い手への農地集積の状況は、令和4年度末(R5.3月末)時点で1,522ヘクタール、集積率 30.9%となっております。令和12年度末に集積率 47%を目指し、今後も委員間の連携をさらに強化しながら、農地集積・集約化に取り組む必要があります。



農業委員会の業務

- 農地関係
  - ・農地法に基づく農地等の利用関係調整に関する事
  - ・農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業に関する事
  - ・遊休農地対策に関する事
- 農地等の利用の最適化の推進関係
  - ・農地の集積・集約化
  - ・遊休農地の発生防止・解消
  - ・新規参入の促進
- 農政関係
  - ・農政に関する意見書の提出
  - ・農業者との意見交換会の実施
- その他の法令に基づく業務
  - ・家族経営協定に関する事
  - ・農業者年金に関する事
  - ・農業者のための調査研究に関する事(標準農作業料金等)
  - ・農業者に対する啓発宣伝に関する事(会報の発行等)



農業をとりまく様々な情報や、農業経営に役立つ新しい知識・技術をお届けします。

- ◎発行日 毎週金曜日
- ◎購読料 月額700円
- ◎申込先 農業委員会事務局

## お知らせ

### 利用状況調査について

遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導や農地の違反転用発生防止等のため、農業委員と農地利用最適化推進委員が事前調査をもとに、農地法第 30 条に基づき、年 1 回、利用状況を調査します。

調査期間／毎年 7 月から 8 月まで

対 象／町内にあるすべての農地

※調査時に農地に立ち入ることがありますので、ご了承ください。



### 利用意向調査について

利用状況調査により、作付していることが確認されない農地を対象に、今後の利用意向の把握のため、11 月から 1 月頃に利用意向調査を実施しています。

荒れてしまった農地は、病害虫の発生の原因や、有害鳥獣の隠れ家となるおそれもあり、周辺の耕作者に迷惑をかけるだけでなく、景観や生活環境の悪化にもつながりかねません。適正な管理をお願いいたします。

### 利用意向調査の対象者が変更になりました

農地法施行規則の一部改正により、令和 3 年度から前年の調査の回答の有無にかかわらず、全ての遊休農地の所有者が意向調査の対象となります。調査が届いた際には、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

### 農作業でトラクター等を使用する皆様へ

田畑での農作業で、トラクターやコンバインを使用する際は、以下の点にお気を付けください。



#### 道路を走行するときは、土や泥をよく落としましょう

農耕用車両での農作業後、田畑から道路へ出るときは、必ず機械の泥や土を落としてから道路を走行していただくようお願いします。道路に落ちた大きな泥や土のかたまりは、通行の妨げや交通事故の原因にもなるため、大変危険です。道路に泥や土を落としてしまった場合は、落とした泥の清掃にご協力をお願いいたします。

#### トラクターでの作業時の事故防止について

トラクターでの公道走行時や農作業時における事故防止のため、安全フレーム付（追加装備や買替）のトラクターを使用し、作業中はヘルメット・シートベルトを着用して、周囲の安全確認を徹底し、安全運転をお願いいたします。

## 農地の権利取得に係る下限面積要件の廃止について

耕作目的として農地の売買・交換・贈与等をする場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

許可要件の一つに「農地の権利を受ける側が許可後の耕作面積が下限面積（5,000㎡）以上になること」の要件がありました。

しかし、農業者の減少・高齢化が進む中においては、経営規模の大小にかかわらず意欲をもって農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地の利用を促進する観点等から、令和5年4月1日に下限面積要件が廃止されました。

ただし、下限面積要件は廃止されますが、農地を取得する際に必要となる他の要件は残っており、全てを満たすことが条件となりますので、ご注意ください。

### 農地の権利取得の主な要件

- ・権利を取得する者が保有している農地も含め、全ての農地を効率的に耕作すること
- ・耕作に必要な農作業に常時従事すること（原則年間150日以上）
- ・周辺の農地利用に支障がないこと



※下限面積要件が廃止されても以下のような場合は許可することができません。

- ・資産保有目的や投機目的等の農地取得で、耕作の事業を行うものとは認められない場合
- ・農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、小面積の農地取得によりその利用を分断するような場合
- ・「地域計画」等の実現に支障を生ずるおそれがある場合

## 相続登記が義務化されます

所有者不明の土地の発生防止及び解消に向けて、令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます。

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記をすることとされました。令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。

不動産を相続したら、早めに登記の申請をしましょう。  
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

【問合せ先】水戸地方法務局 不動産登記部門  
☎029-221-5130

## 農用地利用集積計画（利用権設定）について

法律改正により、現在、農業委員会で受付している農用地利用集積計画（利用権設定）は、令和6年度に廃止となり、令和7年度からは農地中間管理機構が作成する農用地利用集積等促進計画に一本化されます。

令和7年度以降に農地の貸し借りをする場合（更新を含む）は、農地法3条の許可を受けるか、農地中間管理機構の利用をご検討ください。

### 農業者年金を受給されている方は 現況届を忘れずにご提出ください！

農業者年金の受給権者は、毎年現況届を提出することになっています。これは受給権の確認を行うもので、期日までに提出がないと年金の差し止めとなる場合がありますので、必ずご提出ください。

対象の方には、5月末に現況届の用紙が農業者年金基金から送付されますので、町農業委員会事務局へご提出をお願いいたします。

【提出期間】6月1日～6月30日

### 農地利用最適化推進委員紹介

令和5年7月より農地利用最適化推進委員となりました。

よろしく願いいたします。

清水 正明



担当地区：大戸、馬渡、  
近藤、常井

任期：令和5年7月1日  
～令和7年3月31日

## 農地の権利移動には許可が必要です！

農地の贈与や売買、貸借権の設定、転用等をするときには、農業委員会の許可が必要です。農地とは、登記簿地目に限らず、現況が農地の形状にある土地も該当します。

農地の所有権移転、耕作権の設定・・・農地法3条許可申請  
自己所有農地を自らが転用して使用・・・農地法4条許可申請  
権利の移転、設定を伴う転用・・・農地法5条許可申請

### 締切日と総会日

申請の締切 毎月10日

農業委員会総会 毎月25日

※土日、祝祭日の場合は翌開庁日となります。

※許可を受けた後は、法務局での手続きをお願いします  
所有権移転を伴う許可 → 所有権移転登記  
転用を伴う許可 → 転用事業完了後、地目変更登記

## 茨城町農地の賃借料

この農地賃借料は、令和5年1月から令和5年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準です。

	締結（公告） された地域名	平均額（円） ／10a	最高額（円） ／10a	最低額（円） ／10a	データ数 （件）
田の部	長岡地区	13,300	31,800	4,700	333
	川根地区	12,400	20,000	6,400	78
	上野合地区	13,700	19,100	10,000	6
	沼前地区	17,700	20,000	10,000	55
	石崎地区	13,600	18,000	5,700	65
	茨城町全域	13,700	31,800	4,700	537
畑の部	長岡地区	7,900	10,000	2,500	18
	川根地区	9,400	12,700	8,000	26
	上野合地区	9,200	25,000	1,000	115
	沼前地区	10,800	20,000	3,000	50
	石崎地区	9,500	10,000	1,000	102
	茨城町全域	9,500	25,000	1,000	311

### 注意事項

- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、**60kg当り12,700円**（令和5年産、JA水戸JA米の仮渡し概算金額）に換算しています。
- 平均額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- この情報は個別の農地の賃借料を規定するものではありませんので、圃場の状態等を考慮し、当事者間で協議してください。**

## 茨城町標準農作業料金

	作業内容	単位	標準料金（円）	
田の部	育苗（中苗購入種子使用）	1箱	750	
	耕起	10a	6,000	
		2番耕起	10a	5,000
	あぜ塗り（片面）	1m	50	
	代かき	10a	8,500	
	機械田植え（苗代別）	10a	7,000	
	肥料散布（肥料代別）	10a	2,000	
	機械刈取（コンバイン）	10a	20,000	
	乾燥・調製 （もみすり含む）	水分27%以下	60kg	2,200
		水分27%以上	60kg	2,400
もみすり	60kg	1,000		
畑の部	耕起	10a	6,000	

茨城町標準農作業料金は、農業の方が農作業の受委託契約を結ぶ場合に標準となる料金です。適用地域は茨城町全域となります。

### 注意事項

- 本表は消費税抜きで作成していますので、必要な方は消費税を加算してください。
- この額は標準額ですので、圃場の状態や作業の難易度、社会情勢や経済状況など、上記の金額によるのが適当でない場合は、当事者間で協議してください。**
- 農作業料金については、令和5年10月基準「茨城県最低賃金（時給）953円」を参考にしてください。

# 活動報告

## 視察研修 ～群馬県赤城西麓土地改良区～ R5.11.21

茨城町では、狭小な畑や道路に接していない中畑などが農地の集積集約化の妨げになることもあるため、畑地の基盤整備を求める声も聞かれます。今回は、畑地のかんがい事業に取り組む群馬県赤城西麓土地改良区を訪問しました。

赤城西麓地区では、かつては干ばつ被害が多かったことから、昭和56年から区画整理やパイプラインの整備を行ってきました。現在は、2,400haの畑地帯に利根川の水を供給しています。整備後も、施設の改修や補修事業など国営・県営事業に取り組んでいます。特に、これまで課題となっていた水管理システムは、平成30年度にクラウド化され、取水施設の状況が職員の携帯電話からも逐一確認できるようになりました。圃場では、ハウスでパプリカを栽培する農家を見学しましたが、整備された圃場を有効活用し、高収益作物に取り組む方も多そうです。

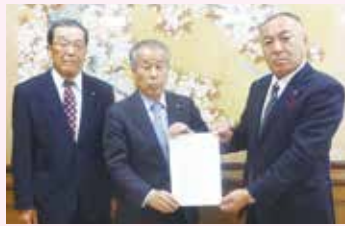
参加した委員からは「町でも土地改良事業に伴い同意をいただく機会があるが、地権者や耕作者には時間をかけて丁寧に説明を行っていくことが必要だと改めて感じた」「単なる耕地の集約化ばかりでなく、灌水可能な農地の整備が持続可能な農業につながると思う」などの声がありました。

農業委員会では、研修での成果を生かして農地の集積集約化の推進に取り組んでまいります。



## 意見書の提出 R6.2.16

農業委員会では、茨城町の農業を持続性・発展性のある産業として次世代に引き継ぐため、国や県の事業のほか町独自の施策が継続して実施されるとともに、社会情勢を踏まえた新たな取り組みへの支援がされるよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、町及び町議会に対し、農業施策等に関する意見書を提出しました。



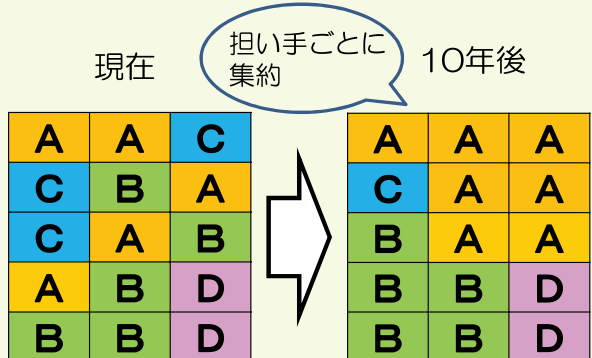
## 「目標地図」作成中!

### 農業経営の意向をお聞きしています

令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村は令和7年3月末までに「地域計画」を策定・公告することとされました。

農業委員会では、将来担い手にどのように農地を集約するかを反映させた「目標地図」の素案を作成することとなっています。目標地図の作成には、農地の地権者・耕作者の今後の経営の意向を知る必要があるため、令和5年度から6年度にかけてアンケートを実施しています。お手元に調査書が届いた際には、ご協力をお願いいたします。

### 【目標地図のイメージ】



### 編集後記

コロナ禍からこれまでの生活に戻りつつありますが、後継者不足や遊休農地解消への対応など依然として多くの課題が残されています。より一層「農地利用最適化活動」に取り組んでまいります。また、目標地図の作成に当たり、ご意見をいただく機会があった際にはご協力をお願いいたします。

最後に、今回取材に承じていただきました荒井裕一郎様、本当にありがとうございました。

広報委員長 雨谷 俊祐